

広島県訓令第十七号

福祉保健部
各県立病院

広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年十月一日

広島県知事 藤田雄山

広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程の一部を改正する訓令

広島県病院事業に係る小切手等事務取扱規程（昭和四十一年広島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「昭和」や「平成」並びに「殿」や「様」に改め、同様式注中

「3 この通知書は、事業年度および受取人が同一である場合においては、つぎの集計伝票を作成したときはその合計額で作成することができる。この場合、別紙として集計伝票を添付すること。」

「3 この通知書は、事業年度及び受取人が同一である場合においては、次の集計伝票を作成したときはその合計額で作成することができる。この場合、別紙として集計伝票を添付すること。」
改める。

別記様式第一号の二中「殿」や「様」に改める。

別記様式第三号中「昭和」や「平成」並びに「殿」や「様」並びに

「 つぎの小切手（小切手用紙）を亡失したので、当該小切手による支払を停止してください。」

を

「 次の小切手（小切手用紙）を亡失したので、当該小切手による支払を停止してください。」

に改める。

別記様式第三号中「昭和」や「平成」並びに「殿」や「様」並びに「 つぎの小切手（小切手用紙）を亡失しました。」や「次の小切手（小切手用紙）を亡失しました。」並びに「亡失の具体的状況および処理経過」や「亡失の具体的状況及び処理経過」に改め、同様式注中「様式第1号の注1および2は、この様式に準用する。」並びに「様式第1号の注1及び2は、この様式に準用する。」に改める。

別記様式第五号中「昭和」や「平成」に改め、同様式注中「(2) 送金通知書又は小切手、郵便貯金払出証書等」や「(2) 送金通知書又は小切手等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。